

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-025 改0
提出年月日	2020年4月16日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト）20

1. 技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
施設	系統										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69.3	D	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水 燃料プール代替注水系による可変型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	基本設計方針記載内容	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮断能力に関する説明書	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69.3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水 燃料プール代替注水系による可変型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	同上	同上	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70.8	C	貯槽内燃料容器の著しい損傷に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	高さ 個数	汚濁防止機は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するための、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止機を二重に設置することとし、左放水(原燃施設)の設置場所計24本(高さ約30m、幅約20m)及び取水口3箇所の設置場所計24本(高さ約30m、幅約20m)の合計38本使用する設計とする。また、予備については、保守在庫は目標在庫であり、保守在庫中でも使用可能であるため、保守在庫は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して2本の計8本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所4箇所分の合計46本を保管する。【70.8条】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70.6	C	貯槽内燃料容器の著しい損傷に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	個数	海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対応設備として、海洋に放射線照射施設は、汚濁防止機(6,7号機共用)(以下同じ。)(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用)、放射性物質吸着材(6,7号機共用)(以下同じ。))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用)等構成し、汚濁防止機は、汚染水が電所から海洋に流出する4箇所(北放水1箇所及び取水口3箇所)を小型船舶(汚濁防止機設置用)(6,7号機共用)台数1(予備)1(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用)により設置できる設計とする。【70.6条】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	70	70.47	C	貯槽内燃料容器の著しい損傷に至った場合における海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、6号機及び7号機の雨水排水路集水機に加え、6号機又は7号機雨水排水路集水機の損傷等により汚染水が敷地に溢れた場合のバックアップとして5号機雨水排水路集水機とフリップゲート(3箇所の計6箇所)とし、縦目取の袋状の放射性物質吸着材を詰めたもの約1020kg(7号機雨水排水路集水機)約1020kg(6号機雨水排水路集水機)、約310kg(5号機雨水排水路集水機)、約310kg(フリップゲート)箇所あたり)を用いて設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要な保有重量に加えて、6号機又は7号機雨水排水路集水機用放射性物質吸着材の取降時の予備として約1020kgを保管する。【70.47条】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	原子炉格納施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69, 73	69.31 73.5	B	使用済燃料貯蔵プールの監視	個数	使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ(個数)は、想定される重大事故等時において赤外線機能により使用済燃料貯蔵プールの状態を監視できる設計とする。【69.31条】 重大事故等に対応するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な炉心損傷防止対策の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「第1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設的主要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵施設」の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置に示す重大事故等対応設備の他、使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ(個数)とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測制御系作範囲に関する説明書	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69, 73	69.32 73.6	C	使用済燃料貯蔵プールの監視	個数 容量	使用済燃料貯蔵プールの監視カメラの耐震性能向上のため、使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ用空冷装置(個数)1(容量:10min/個以上)を設ける設計とする。【69.32条】【73.6条】	—	設定根拠に関する説明書(別添)	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	73	73.11 73.12 73.13	B	可変型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等が成功させるために必要な炉心損傷防止対策の状態を把握するためのパラメータを計測する装置(個数)1(容量:10min/個含む)セット24個(予備24個(6,7号機共用、5号機に保管))、計測制御系施設の設置を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設計として兼用)により計測できる設計とし、これらを含む設計とする。なお、可変型計測器による計測においては、計測対象の測定を行う際の考え方として、同一の物理量について、複数のパラメータが計測される場合は、いずれかの測定パラメータを測定し計測又は監視するものとする。【73.11条】【73.12条】【73.13条】	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測制御系作範囲に関する説明書	計測制御系施設の兼用	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	73	73.11 73.12 73.13	B	可変型計測器による温度、圧力、水位、注水量の計測・監視	個数	同上	—	設定根拠に関する説明書(別添)	計測制御系施設の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	DB	26	26.40 26.41	E	重量物落下防止対策及び落下対策	—	—	原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動Ssに対する発生応力(終局耐力)を超えず、使用済燃料貯蔵プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼筋(可変型)の土に鉄骨(可変型)の土の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。【26.40条】【26.41条】	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69.38	E	電源設備からの給電	—	—	燃料プール冷却浄化系は、非常用ディーゼル発電設備並びに原子炉格納冷却水及び原子炉格納冷却水が機能喪失した場合でも、常設代替電源設備から可変型代替電源設備及び代替原子炉格納冷却水を用いて、使用済燃料貯蔵プールの除熱できる設計とする。【69.38条】	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	DB	34	34.38	E	外部電源喪失時の使用済燃料貯蔵プールの監視機能	—	—	使用済燃料貯蔵プールの温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料貯蔵プールの水位、温度(Sa温度)、使用済燃料貯蔵プールの水位及び使用済燃料貯蔵プールの漏えい検出は、外部電源が使用できない場合においても非常用内電源系からの電源供給により、使用済燃料貯蔵プールの水位及び温度を計測することができる設計とする。【34.38条】	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	DB	26	26.38	E	重量物落下防止対策及び落下対策	—	—	使用済燃料貯蔵プールからの漏洩を確保できる重量物については、使用済燃料貯蔵プールへ落下するおそれがないよう、転倒防止のためには鋼筋(可変型)の土に鉄骨(可変型)の土の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。【26.38条】	—	—
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	SA	69	69.3	E	燃料プール代替注水系による常設スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水 燃料プール代替注水系による可変型スプレッドヘッドを使用した使用済燃料貯蔵プールへの注水	—	—	燃料プール代替注水系からサイフォン現象により、使用済燃料貯蔵プールがサイフォン現象により現像による水の漏えいが発生した場合、原子炉建屋原子炉区域(二次格納施設)4箇所における機軸が放射線遮蔽を管理する上で定められた流量を満足できるように、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要な水位を維持するため、サイフォン管上部にサイフォンブレイク孔を設ける設計とする。また、現場で燃料プール冷却浄化系使用済燃料貯蔵プール入口弁(G41-F017)の隔離操作によっても漏えいを停止できる設計とする。【69.3条】	—	—

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統										機器名
原子炉冷却系統施設	— (低圧注水系統)	SA	62	62条18	B	低圧注水系による原子炉の冷却	容量 個数	全交流電力喪失により、残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水モード)である低圧注水系を復旧できる設計とする。低圧注水系は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサプレッションチェンバのフル水を原子炉圧力容器へ注水することで冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉機械冷却水及び原子炉補機冷却水又は代替原子炉補機冷却系から供給できる設計とする。【62条18】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (残留熱除去系)	SA	63	63条49 63条53 63条58	B	残留熱除去系格納容器スプレイ冷却モードによる格納容器内の減圧、残留熱除去系サプレッションタンクへのフル水冷却モードによる格納容器内の減圧	容量 個数	格納モードワンクを備えるための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止冷却モード)、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションチェンバが水冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【62条】【63条49】【63条53】【63条58】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (高圧炉心注水系統)	SA	60	60条13	B	高圧炉心注水系による原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である高圧炉心注水系が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【60条13】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F004	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	原子炉隔離時冷却系は、全交流電力喪失及び常設代替交流電源系統が機能喪失した場合においても、格納モードで原子炉隔離時冷却系注水弁(E51-F004)、原子炉隔離時冷却系過熱事故時蒸気止め弁(E51-F034)、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁(E51-F037)、原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁(E51-F012)、原子炉隔離時冷却系真空ドレン弁(E51-F652)、原子炉隔離時冷却系スタック水位検出警報ドレン弁(E51-F653)及び原子炉隔離時冷却系セルバードレン弁(E51-F655)を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵槽の水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条7】	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F034	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F037	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F012	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F652	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F653	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	E51-F655	60	60条7	E	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (原子炉隔離時冷却系)	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	60	60条16	B	原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却	容量 個数	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備(設計基準設備)として使用できる設計とする。【60条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E61-F004	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	高圧代替注水系統は、常設代替交流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での電力による高圧代替注水系注水弁(E61-F004)、高圧代替注水系統タービン止め弁(E51-F065)及び原子炉隔離時冷却系過熱事故時蒸気止め弁(E51-F034)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。【60条5】	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E51-F065	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	—	
原子炉冷却系統施設	— (高圧代替注水系統)	E51-F034	60	60条5	E	高圧代替注水系による原子炉の冷却	—	同上	—	原子炉冷却系統施設(原子炉隔離時冷却系)の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条10	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条10】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	格納容器圧力逃がし装置	水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	SA	63	63条16	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 pH	スクラバ水油剛膜設備用ポンプは、可搬型蒸気圧容器により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)【63条16】(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)をフィルタ装置に投入し、フィルタ装置内のスクラバ水のpHを【63条16】以上に維持できる設計とする。【63条16】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉格納施設内の原子炉区域への遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)の配管を結んで高圧蒸気ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【63条11】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置(フィルタ)	SA	63	63条6	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	フィルタ装置は、排気中に含まれる粒子状放射性物質及びガス状の無機より素を除去し、より素フィルタは、排気中に含まれる有機より素を除去できる設計とする。また、無機より素をスクラバ水に供給し、保持するたに、アルカリ性の状態(pH【63条16】)に維持する設計とする。【63条6】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	フィルタ装置(容器)	SA	63	63条6	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	pH	同上	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	63	63条24	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数5)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)によって人力による操作可能な設計とする。【63条24】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	63	63条25	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ベント弁(T61-F002)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)等)については、原子炉格納施設内の原子炉区域外への遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)の配管を結んで高圧蒸気ガスを供給することによる操作も可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条25】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F019	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁(耐圧強化ベント弁(T61-F002)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)等)については、原子炉格納施設内の原子炉区域外への遠隔空気駆動弁操作設備(個数3)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設として兼用)の配管を結んで高圧蒸気ガスを供給することによる操作も可能な設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による操作も可能な設計とする。これらにより、隔離弁の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。【63条25】	—	—
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	63	63条24 63条25	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の兼用
原子炉冷却系統施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	63	63条24	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	—	同上	—	原子炉格納施設の兼用

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	— (代替原子炉補機冷却系)	海	SA	63, 65, 69	63条31 65条6 69条39	E	代替原子炉補機冷却系による腐蝕、代替格納容器内の減圧及び除熱、重大事故等時における使用済燃料貯蔵プールの除熱	原子炉補機冷却系及び原子炉補機冷却海水の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の重大事故等対策として、代替原子炉補機冷却系は、サブプレシジョンポンプの熱の密着による機能喪失のリスクを低減するための期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却海水系に接続し、大容量送水車（熱交換器ユニット用）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【63条31】 熱心な腐蝕が発生した場合に原子炉補機冷却系の過損を防ぐための重大事故等対策として、代替原子炉補機冷却系は、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却海水系に接続し、大容量送水車（熱交換器ユニット用）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【65条6】 燃料プール冷却浄化系で使用する代替原子炉補機冷却系は、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却海水系に接続し、大容量送水車（熱交換器ユニット用）により熱交換器ユニットに海水を送水することで、燃料プール冷却浄化系の熱交換器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である海へ輸送できる設計とする。【69条39】	—	原子炉冷却系統施設（水の供給設備）の兼用	
原子炉冷却系統施設	— (水の供給設備)	海	SA	71	71条3 71条11	E	重大事故等取除のための水	また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。【71条3】 海は、想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合、海水貯蔵罐へ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計是事故等対策機能が喪失した場合の代替手段である低圧注水（可搬型）、代替格納容器スプレイ（可搬型）及び格納容器下部注水（可搬型）の水源として、また、使用済燃料貯蔵プールの冷却又は注水に使用する設計は事故等対策機能が喪失した場合の代替手段である燃料プール注水系の水源として、さらに、代替原子炉補機冷却系及び原子炉建屋放水域の水源として利用できる設計とする。【71条11】	—	—	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	ホールローダ（6,7号機共用）	SA	54	54条102	B	—	—	—	安全設備及び重大事故等対策設備が使用される条件における健全性に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護ネット (建屋開口部電巻防護ネット)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 経路 網目寸法	防護措置として設置する防護対策施設としては、電巻防護ネット（防護網材：厚さ4mm、網目寸法80mm×100mm）及び架橋（厚さ17mm以上）及び電巻防護フード（防護鋼板（ステンレス鋼：板厚17mm以上））及び架橋又は防護壁（鉄筋コンクリート：厚さ210mm以上）により構成する。）、電巻防護ネット（防護網材：板厚17mm以上）及び電巻防護鋼板（防護鋼板（炭素鋼：板厚17mm以上又はステンレス鋼：板厚9mm以上））及び架橋により構成する。）を設計し、内容に外漏れ防止等の機能を有する。外漏れ防止等の機能を有する。防護対策施設は、地震発生による外部事故防護対策施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。【7条電巻19】	—	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護フード (建屋開口部電巻防護鋼製フード)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護ネット (建屋開口部電巻防護コンクリート製フード)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護板	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・電巻防護鋼板 (原子炉補機冷却海水系配管防護壁)	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	DB	7	7条電巻19	B	電巻への対応	材料 厚さ	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 【防炎】塗装	DB	7	7条火山5 7条火山20	D	火山による影響への対応	—	外部事故防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事故防護対策施設を内包する施設、並びに防護措置として設置する防護対策施設については、落下火物物が接触し、やむを得ず燃焼する場合には、燃焼による影響を考慮する。【7条火山5】 外部事故防護対策施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事故防護対策施設については、落下火物物が接触し、やむを得ず燃焼する場合には、燃焼による影響を考慮する。【7条火山20】	—	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 【防炎】塗装	DB	7	7条火山20	D	火山による影響への対応	—	同上	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
原子炉冷却系統施設（共通）	—	防護対策施設 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	DB	7	7条外部火災14	D	【外部火災】 外部火災全般への対応	—	防護措置として設置する防護対策施設としては、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプの周囲温度が許容温度以下となるよう耐火性能を確保した防護板を非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプの周辺に鋼材で支持する設計とする。防護板は、外部事故防護対策施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプに用いる地震力に対して、支持鋼材の構造強度を維持することにより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプに波及的影響を及ぼさない設計とする。【7条外部火災14】	—	電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
原子炉冷却系統施設（共通）	—	7号機地下水排水設備	DB/SA	5, 50	5条89 50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 検出範囲	建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう7号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m ³ /h/個、揚程44m、原動機出力15kW/個、振数4）及び水位検出機（個数10、検出範囲サブドレンポンプ底面より+200mm～+1000mm）を設置し、5号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m ³ /h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、振数4）及び水位検出機（個数10、検出範囲サブドレンポンプ底面より+200mm～+1000mm）を設置する。また、基準地震動 S s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とする。7号機地下水排水設備については、非常用電源設備は非常用電源設備からの給電が可能な設計とする。5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対策用可能型電源設備からの給電が可能な設計とする。【5条89】 【50条91】	—	設定根拠に関する説明書（別添）
原子炉冷却系統施設（共通）	—	5号機地下水排水設備（6,7号機共用）	SA	50	50条91	C	地震による損傷の防止	容量 揚程 原動機出力 検出範囲	同上	設定根拠に関する説明書（別添）	
計測制御系統施設	—	格納容器内ガスサンプリングポンプ	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 吐出力 容量	格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、サンプリング装置（格納容器内ガスサンプリングポンプ（個数2、吐出力0.62m ³ /h以上、容量1L/min/個以上）、格納容器内ガス冷却器（個数2、伝熱面積207/個以上））により原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を原子炉格納容器へ検出する。格納容器内水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。【67条41】 【73条4】	—	設定根拠に関する説明書（別添）
計測制御系統施設	—	格納容器内ガス冷却器	SA	67, 73	67条41 73条4	C	水素濃度及び酸素濃度の監視	個数 伝熱面積	同上	設定根拠に関する説明書（別添）	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	原子炉圧力容器温度	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設的主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	復水移送ポンプ吐出圧力	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (代替循環冷却系)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (残留熱除去系)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	SA	67, 73	67条7 67条26 73条3	B	個数 計測範囲	格納容器圧力逃がし装置の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるように、水素ガスが蓄積する可能性のある排出経路の配管頂部にフィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条7】 耐圧強化ベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるように、水素ガスが蓄積する可能性のある排出経路の配管頂部にフィルタ装置水素濃度（個数1、計測範囲0～100vol%）を設ける設計とする。【67条26】 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設的主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	SA	73	73条3	B	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	SA	68, 73	68条3 73条3	B	個数 計測範囲	静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃、検出器種類 熱電対）は、静的触媒式水素再結合器の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合器の動作状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等において測定可能なよう信頼性を有した熱電対を使用する。【68条3】 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設的主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数2、計測範囲0～350℃）、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲0～600mm）、フィルタ装置入口圧力（個数1、計測範囲0～1MPa）、フィルタ装置水素濃度（個数2、計測範囲0～100vol%）、フィルタ装置金属フィルタ差圧（個数2、計測範囲0～50kPa）、フィルタ装置スクラバpH（個数1、計測範囲pH0～14）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数3、計測範囲0～3000m ³ /h（区分Ⅰ、Ⅱ）、0～2000m ³ /h（区分Ⅲ））、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量（個数3、計測範囲0～1500m ³ /h）、復水移送ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～2MPa）、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置（個数4、計測範囲0～300℃）とする。【73条3】	原子炉格納施設の水素濃度監視機能に関する説明書		
計測制御系統施設	—	自動減圧系の起動阻止スイッチ	SA	59, 61	59条7 59条2 61条4	B	個数	運転時の異常な過渡変化において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合に、自動減圧系の起動阻止スイッチを1個作動させることで発電用原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。【59条7】 原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が動作すると、高圧炉心注水系及び配圧注水系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系を阻止して、原子炉減圧の自動化	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書		
計測制御系統施設	—	可搬型計測器	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量（注水量）等の計測用として測定時の故障を想定した1個1個含む）セット24個（予備24個（6, 7号機共用、5号機に使用））により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の測定を行う際のミス防止として、同一パラメータチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選択し計測又は監視するものとする。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選択し計測又は監視するものとする。【73条11】【73条12】【73条13】	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
計測制御系統施設	—	可搬型計測器（6, 7号機共用）（予備）	SA	73	73条11 73条12 73条13	B	個数	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	送受話器 (ページング)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡 設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への入内操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。)、並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPIS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。)、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、衛星電話設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。)、無線連絡設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。)、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話機 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS端末及びFAX)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡 設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡 設備の多様性、所外通信 設備の多様性、発電所内 の通信連絡、発電所外 の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への入内操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPIS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、無線連絡設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話機 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8】 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要事項への連絡を音声等により行うことができるテレビス会議システム (テレビス会議システム) (社内用) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体用)) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (社内用) (テレビス会議システム (社内用) 及び発電所内通信連絡) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビス会議システム、電話機及びIP-FAX) (5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条15】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備 (常設) (中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4 77条15	E	発電所内の通信 連絡、居住 設備の確保 (通信 設備)、発電所 外の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への入内操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPIS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、無線連絡設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話機 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8】 重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内外 (社内用) の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条15】	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備 (常設)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡 設備の多様性、発電所内 の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所への入内操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器 (ページング) (警報装置) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び送受話器 (ページング) (警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器 (ページング) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器 (ページング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PIS端末及びFAX) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備 (固定電話機及びPIS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、無線連絡設備 (常設) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、無線連絡設備 (可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話機 (携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)、(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8】 重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備 (常設) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条15】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統	機器名										
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(常設)(中央制御室待避室)	SA	74.77	74条12 77条4	E	発電所内の通信連絡、居住性の確保(通信連絡設備)	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	電力保安通信用回線(有線系)(6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	通信事業者回線(有線系、衛星系回線)(6,7号機共用)	DB	47	47条14	E	多様性を確保した専用通信回線	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SPDS)	DB/SA	47.73, 77	47条9 73条15 77条2	E	必要な情報を把握できる設備、発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ事故状態等の情報が必要なデータを伝送する設備(安全パラメータ表示システム(SPDS)) (7号機設置)。(7号機共用、5号機設置)。(以下同じ。))を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内部緊急時対策所内(放射能・高気密室内)通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】 重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS) (7号機設置)。(緊急時対策システム伝送装置及びCPSPS表示装置は6,7号機共用、5号機に設置)のうちの緊急時対策システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、緊急時に呼び出せる設計が必要となる。また、記録は必要な容量を確保できる設計とする。【47条15】	—	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人へ操作、作業、逃避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))及び送受話器(ベージング)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用、6号機に設置)。(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、送受話器(ベージング)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用、6号機に設置)。(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (6,7号機共用、6号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(常設) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型) (6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))、無線連絡設備(常設) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に保管) (以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(ベージング)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	所内通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—	
計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条12 77条12	E	所外通信連絡設備の多様性、データ伝送設備、発電所外の通信連絡	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向)) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向)) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(常設) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条12】 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡を必要とする場時と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計画等に付いた重要なパラメータを必要箇所(社内外)の必要な場所まで共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (6,7号機共用、5号機に設置)。(対策本部・高気密室内)に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【47条12】	—	—	—
計測制御系統施設	—	テレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向)) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向)) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向)) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(常設) (7号機設置)。(6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (6,7号機共用、5号機に設置)。(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体専用)) (6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	所外通信連絡設備の多様性	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(常設) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に備える。作業、遠隔の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を配置又は保守する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(ベージング)(警報装置) (17号機設置) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び送受話器(ベージング)(警報装置) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ベージング) (17号機設置) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、送受話器(ベージング) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PIS端末及びFAX) (17号機設置) (6,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPIS端末) (コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外) (16,7号機共用、6号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機) (17号機設置) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を配置又は保守する設計とする。【47条8】設計基準事故が発生した場合において、発電所の本社、因、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所内通信連絡設備として十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内用)) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体専用)) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備(社内用) (テレビ会議システム(社内用)及び衛星社内電話機) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を配置又は保守する設計とする。【47条12】重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った時に重要なアラームを発電所内の必要場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話機(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン) (16,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を5号機原子炉建屋内、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条】重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った時に必要な所外通信連絡設備(社内内外)の必要場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条12】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(可搬型) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1 77条12	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡、発電所外の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(常設) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	無線連絡設備(可搬型) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 47条12 77条1	E	所内通信連絡設備の多様性、所外通信連絡設備の多様性、発電所内の通信連絡	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	安全パラメータ表示システム(SFDS) (6,7号機共用)	DB/SA	47.77, 77	47条9 77条16 77条22 77条2	E	必要な情報を把握できる設備、発電所内の通信連絡	—	また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SFDS) (17号機設置) (6,7号機共用、5号機に設置) (以下同じ。))を一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SFDS)は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置する衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(常設)、5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)、安全パラメータ表示システム(SFDS)、統合原子炉防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)及びアラーム伝送設備は、号機の区分に応じ通信連絡することで、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有し、考慮しながら、総合的な管理(事故処理を含む。)を行うことができ、安全性向上に貢献することから、6号機及び7号機で共用する設計とする。【73条16】 【77条22】5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SFDS)のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSFDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に各一式設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)及び安全パラメータ表示システム(SFDS)は、計測制御系統施設の設備と緊急時対策所の設備として兼用する。【77条2】	—	—
計測制御系統施設	—	機能的分離(防護装置)	DB	35	35条8	E	不正アクセス等の防止	—	安全保護装置は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び電子的アクセスの制限を設け、システムを覆写、更新、試験、保守等、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置を講じたこと、不正アクセス行為その他の不正行為に起因する不正な動作を発生させず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。【35条8】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条8 77条1	E	—	—	原子炉制御系統に係る発電用原子炉施設の構築又は拡張その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための緊急等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、送受話器(バーゼンダ)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、FIS端末及びFAX)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びFIS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条8】 【77条1】 重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計画を行った時に必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)(6,7号機共用)	DB	47	47条12	E	—	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向))及び(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向け)(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)、テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)及び統合型電力ネットワークを用いた送受話器(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条12】	—	—
計測制御系統施設	—	データ伝送設備(6,7号機共用)	DB/SA	47.77	47条13 77条13	E	—	—	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(EISS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(16,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を配置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所として兼用する。【47条13】 【77条13】 重大事故が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(EISS)へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置する設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条13】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(バーゼンダ)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	—	—	原子炉制御系統に係る発電用原子炉施設の構築又は拡張その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所に人へ操作、作業、退避の指示、事故対策のための緊急等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(バーゼンダ)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、送受話器(バーゼンダ)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機、FIS端末及びFAX)(7号機設置、6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))、電力保安通信用電話設備(固定電話機及びFIS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(16,7号機共用、6号機に設置)(以下同じ。))、衛星電話設備(可搬型)(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))及び無線連絡設備(可搬型)(6,7号機共用、5号機に設置)(以下同じ。))を配置又は保管する設計とする。【47条8】	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(バーゼンダ)(警報装置)	DB	47	47条8	E	—	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	—	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	送受話器(バーゼンダ)(警報装置)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	—	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話機及びFIS端末)(コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外)(6,7号機共用)	DB	47	47条8	E	—	—	同上	—	—
計測制御系統施設	—	5号機原子炉緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(6,7号機共用)	SA	77	77条1	E	—	—	重大事故が発生した場合において、発電所内の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計画を行った時に必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	—	—
計測制御系統施設	—	計装用圧縮空気系 6/7号機相互接続ライン	DB	15	15条38	E	—	—	計装用圧縮空気系は、6号機及び7号機間で相互に接続するが、各号機で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、7号機の稼働時に7号機を常時停止することにより物理的に分離し、安全を確保する設計とする。連絡時においても、各号機にて設計する圧力に差異を生じさせず、安全性を損わない設計とする。【15条38】	—	—
計測制御系統施設	—	残留熱除去系ポンプ運転(代替自動減圧系起動条件)	SA	61	61条3	E	—	—	自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替自動減圧ポンプ(代替自動減圧機能)は、電子制御モード(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注水モード)の場合に、主蒸気流が安全弁用電弁を起動させることにより、主蒸気流は安全弁を強制閉鎖し、電子制御モード(レベル1)を確保し、主蒸気流が安全弁を強制閉鎖し、電子制御モード(レベル1)を確保し、主蒸気流が安全弁を強制閉鎖し、電子制御モード(レベル1)を確保し、主蒸気流が安全弁を強制閉鎖し、電子制御モード(レベル1)を確保する設計とする。なお、18個の主蒸気流が安全弁のうち、4個がこの機能を有するとともに、自動減圧系との干渉及び自動減圧スイッチの短絡動作の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設計とする。【61条3】	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系(中央制御室外気取入ダクト)(6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	—	—	中央制御室換気空調系のMCR通常時外気取入隔離ダンパ(U41-F001A,B)(6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ(U41-F002A,B)(6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ(U41-F003A,B)(6,7号機共用)、MCR外気取入ダクト(U41-DAM001A,B)(6号機設置、6,7号機共用)、MCR非常用外気取入ダンパ(U41-DAM002A,B)(6号機設置、6,7号機共用)及びMCR排気ダクト(U41-DAM004A,B)(6号機設置、6,7号機共用)を閉鎖することで、中央制御室の外気との連絡口を遮断することが可能となる設計とする。中央制御室換気空調系(中央制御室外気取入ダクト)(6,7号機共用)及び中央制御室換気空調系(中央制御室排気ダクト)(6,7号機共用)は中央制御室換気空調系パワンドラを形成しており、重大事故等発生時において中央制御室内にとどまる運転員の居住性を確保するために必要な気密性を有する設計とする。【74条8】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダ クト) (6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室換気空調系 (中央制御室排気ダクト) (6号機設備, 6,7号機共用)	SA	74	74条8	E	居住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	可搬型ダスト・よう素サンブラ (6,7号機共用)	SA	75	75条3	B	放射線観測系 の代替測定装 置、放射性物 質濃度 (空気 中・水中・土 壌中) 及び海 上モニタリン グ	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺 海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射 性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を監視する ための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーション サーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。))、GM汚染サ ーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。))、ZnSシンチレー ションサーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。)) 及び電 離箱サーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。)) を設け、 測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計と し、可搬型ダスト・よう素サンブラ (「6,7号機共用」(以下同 じ。)) (個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリン グ) (「6,7号機共用」(以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を保 存する設計とする。【75条3】	管理区域の出入管理 設備及び放射性物 質分析装置に関す る説明書	—
放射線管理施設	—	U41-F001A,B MCR非常時外気取入隔離ダンパ (A),(B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	中央制御室換気空調系 (下部中央制御室の換気を除く。) につい ては、6号機及び7号機で共用するが、各号機で必要な容量を確 保した上で、共用により多重性を確保することで、6号機及び7号 機の安全性が向上する設計とする。各号機に設置する当該系統の 高信頼アイテムについても、共用により多重性を確保すること で、6号機及び7号機の安全性が向上する設計とする。【15条14】 中央制御室換気空調系のMCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41- F001A,B) (6,7号機共用)、MCR排気隔離ダンパ (U41-F002A,B) (6,7号機共用)、MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41- F003A,B) (6,7号機共用)、MCR外気取入ダンパ (U41- DAM001A,B) (6号機設備, 6,7号機共用) を併用すること で、中央制御室の外気との遮断性を確保すること を設計とする。中央制御室換気空調系 (中央制御室外気取入ダ クト) (6,7号機共用) 及び中央制御室換気空調系 (中央制御室排 気ダクト) (6,7号機共用) は中央制御室換気空調系 (ポンダリ ン) を形成しており、重大事故等発生時に中央制御室内にとど まる運転員のばたき量を低減するために必要な気密性を有する 設計とする。【14条9】	—	—
放射線管理施設	—	U41-F002A,B MCR排気隔離ダンパ(A),(B) (6,7号 機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-F003A,B MCR非常時外気取入隔離ダンパ (A),(B) (6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM001A,B MCR外気取入ダンパ(A),(B) (6号 機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM002A,B MCR非常時外気取入ダンパ(A),(B) (6号機設備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	U41-DAM004A,B MCR排気ダンパ(A),(B) (6号機設 備, 6,7号機共用)	DB/SA	15,74	15条14 74条8	E	共用又は相互 接続する重要 安全施設、居 住性の確保 (換気空調設 備及び遮蔽設 備)	—	同上	—	—
放射線管理施設	—	屋外放射線監視システム (6,7号機共用)	DB	34	34条29	E	必要な情報の 把握、伝送系 の多様性	—	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時にお いて、周辺監視区域検出装置の空間線量率を監視し測定するた めの固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト (1,2,3,4,5,6,7号機共用,1号機設備 (以下同じ。)) を設け、 中央制御室及び5号機原子炉建屋内部緊急時対策用データ処理装置 に設置し、測定結果を記録し、及び保存できる設計とする。また、 計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。【34条29】	—	—
放射線管理施設	—	データ処理装置 (可搬型モニタリングポスト及び可 搬型気象測定装置) (伝送線) (6,7号機共用)	SA	75	75条6	E	放射線量の代 替測定、放射 線量の測定、 気象観測設備 の代替測定	—	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る 十分な精度を確保する設計とする。また、計測結果を記録し、及 び保存できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存で きる設計とする。【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	34	34条31	E	非常用所内電 源に接続しな い場合の電源 復旧までの電 源確保	—	モニタリングポストは、5号機の非常用内電源系が使用できない場 合において、電源復旧までの期間、専用の無停電電源装置 (1,2,3,4,5,6,7号機共用,1号機設備 (以下同じ。)) からの電 源供給により、空間線量率を計測することができる設計とする。 さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置により、 電源復旧までの期間の停電時に電源を確保できる設計とし、重 大事故等が発生した場合に、代替電源設備であるモニタリング ポスト用発電機から給電できる設計とする。【34条31】【75条6】	—	—
放射線管理施設	—	可搬型気象観測装置 (6,7号機共用)	SA	75	75条10	B	気象観測設備 の代替測定	個数	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の 気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備とし て、可搬型気象観測装置 (「6,7号機共用」(以下同じ。)) (個 数1 (予備1)) を設ける設計とする。【75条10】	環境測定装置の取 付箇所を示した 図面 (可搬型気象 観測設備設置場 所)	—
放射線管理施設	—	小型船舶 (海上モニタリング用) (6,7号機共用)	SA	75	75条3	C	放射線量の測 定、放射性物 質濃度 (空気 中・水中・土 壌中) 及び海 上モニタリン グ	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺 海域を含む。) において、発電用原子炉施設から放出される放射 性物質の濃度 (空気中、水中、土壌中) 及び放射線量を監視する ための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーション サーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。))、GM汚染サ ーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。))、ZnSシンチレー ションサーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。)) 及び電 離箱サーベイメータ (「6,7号機共用」(以下同じ。)) を設け、 測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計と し、可搬型ダスト・よう素サンブラ (「6,7号機共用」(以下同 じ。)) (個数2 (予備1)) 及び小型船舶 (海上モニタリン グ) (「6,7号機共用」(以下同じ。)) (個数1 (予備1)) を保 存する設計とする。【75条3】	設定機に関する 説明書 (別添)	—
放射線管理施設	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対策用乾電池内蔵型照 明 (ランタックタイプ) (6,7号機共用)	SA	76	76条5 76条6 76条7	E	汚染の持ち込 みを防止する ための設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対策用乾電池内蔵型照明により汚染したよ うな状況下において、要が5号機原子炉建屋内部緊急時対策用 に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サー ベイ及び作業服の替替え等を行うための区画を設置する設計とす る。身体サーベイの結果、作業員の汚染が確認された場合は、汚 染の除去を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣 接して設置することができるよう考慮する。身体サーベイ、作業 服の替替え等に必要区画の確保は、5号機原子炉建屋内部緊急時 対策用乾電池内蔵型照明 (ランタックタイプ) (6,7号機共用,5号 機に保管) により確保できる設計とする。【76条5】【76条6】 【76条7】	—	—
放射線管理施設	—	中央制御室用乾電池内蔵型照明 (ランタック タイプ) (6,7号機共用)	SA	74	74条22	E	汚染の持ち込 みを防止する ための設備	—	重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の替替え等に必要区画 の確保は、乾電池内蔵型照明 (ランタックタイプ) (6,7号機共 用) (個数4 (予備1)) によりできる設計とする。【74条22】	—	—
放射線管理施設	—	非常用所内電源系からの給電「プロセス・エア モニタリング設備」	DB	34	34条27 34条28	E	外部電源喪失 時の使用済燃 料貯蔵機	—	エアモニタリング設備のうち、燃料貯蔵プールエリア放射線モ ニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電 源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設 計とする。【34条27】 プロセスモニタリング設備のうち、原子炉区域換気空調系排気放 射線モニタ及び燃料貯蔵エリア排気放射線モニタは、外部電源が 使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給に より、線量当量率を計測することができる設計とする。【34条 28】	—	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
放射線管理施設	—	記録の管理(放射線管理)	SA	75	75条3 75条4 75条7 75条8 75条11 75条12 75条13	E	放射線量の代替測定、放射線監視車の代替測定装置、放射線量の測定、放射性物質濃度(空気・水・土壌中)及び海上モニタリング装置の代替測定	—	—	—	—
原子炉格納施設	—	ダイヤフラムフロア	DB	63, 64, 65, 66, 67	63条15 63条30 63条56 63条61 64条5 64条10 64条17 64条24 64条38 64条43 65条11 65条27 66条7 66条13 67条16 67条38	E	重大事故等時の原子炉格納容器等の機能	—	—	—	—
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	フィルタ装置(容器)	SA	65, 67	65条15 67条5	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	pH	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	フィルタ装置(フィルター)	SA	65, 67	65条15 67条5	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	pH	同上	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	—	汚濁防止膜(6,7号機共用)	SA	70	70条8	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合に於ける海洋への放射性物質の拡散抑制	高さ 幅 個数	—	設定仕様に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	—	小型船舶(汚濁防止膜設置用)(6,7号機共用)	SA	70	70条6	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合に於ける海洋への放射性物質の拡散抑制	個数	—	設定仕様に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	—	放射性物質吸着材(6,7号機共用)	SA	70	70条7	C	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合に於ける海洋への放射性物質の拡散抑制	重量	—	設定仕様に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	(格納容器下部注水系)	コリウムシールド	SA	66	66条5 66条11	B	格納容器下部注水系(常設)による原子炉格納容器下部への注水	高さ 厚さ 材料 個数	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
原子炉格納施設	—	泡原液混合装置(6,7号機共用)	SA	70	70条11	C	航空機燃料火災への消火	個数	—	設定仕様に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	—	泡消火薬剤	SA	70	70条12	C	航空機燃料火災への消火	容量	—	設定仕様に関する説明書(別添)	—
原子炉格納施設	(サブプレッションチェンバール冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	64	64条21 64条40	B	サブプレッションチェンバール冷却系による原子炉格納容器内の冷却	容量 個数	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
原子炉格納施設	(格納容器スプレイ冷却系)	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	SA	64	64条14 64条35	B	格納容器スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却	容量 個数	—	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備差遣	SA	65.67	65条21 67条14 67条36	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	材料 厚さ	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋内の原子炉区域外とし、一次隔離弁（サブプレッションチェーン）の操作を行う。二次隔離弁（サブプレッションチェーン）の操作は、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備を設け、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔手動弁操作設備は、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出を抑制する必要がある場合は、その仕様も記載する。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔手動弁操作設備	SA	65.67	65条20 67条11	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数5）（原子炉冷却系統施設）の設備及び可燃性ガス濃度制御設備と兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条20】 格納容器圧力逃がし装置使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数5）（圧力逃がし装置）の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条11】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	65.67	65条22 67条13	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁については、原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数3）（原子炉冷却系統施設）の設備及び可燃性ガス濃度制御設備と兼用の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条22】 【67条13】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	— (格納容器圧力逃がし装置)	水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用）	SA	65.67	65条30 67条20	B	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	容量 μ	スクラバ水調製設備用ポンプは、可搬型窒素窒息装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用） （原子炉冷却系統施設）の設備及び可燃性ガス濃度制御設備と兼用）をフィルタ装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水の油を \square 以上に維持できる設計とする。【65条30】 スクラバ水調製設備用ポンプは、可搬型窒素窒息装置により駆動し、水酸化ナトリウム水溶液（6.7号機共用） （原子炉冷却系統施設）の設備及び可燃性ガス濃度制御設備として兼用）をフィルタ装置に注入し、フィルタ装置内のスクラバ水の油を \square 以上に維持できる設計とする。【67条20】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F022	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁（耐圧強化ベント系（T61-F002）（原子炉冷却系統施設）の設備と兼用）等については、原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数2）（圧力逃がし装置）の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条35】	—	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F070	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T31-F072	SA	67	67条35	E	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	T61-F002	SA	67	67条35	E	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	—	同上	—	
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔手動弁操作設備	SA	67	67条33	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備（個数4）（格納容器圧力逃がし装置）の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）によって人力により容易かつ確実に操作可能な設計とする。【67条33】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設（格納容器圧力逃がし装置）の兼用
原子炉格納施設	— (耐圧強化ベント系)	遠隔空気駆動弁操作設備	SA	67	67条35	B	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	個数	また、排出経路に設置される隔離弁のうち空気駆動弁（耐圧強化ベント系（T61-F002）（原子炉冷却系統施設）の設備と兼用）等については、原子炉建屋内の原子炉区域外への遠隔空気駆動弁操作ポンプの設置により、離れた場所から遠隔空気駆動弁操作設備（個数2）（圧力逃がし装置）の設備を可燃性ガス濃度制御設備として兼用）の配管を経由して高圧窒素ガスを供給することにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。【65条35】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設（格納容器圧力逃がし装置）の兼用
原子炉格納施設	— (代替格納冷却系)	原子炉格納容器（サブプレッションチェーン）	SA	65	65条2	B	代替格納冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	容量 個数	代替格納冷却系は、潜水移送ポンプによりサブプレッションチェーンのプール水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器又は原子炉格納容器下部へ注水する操作とし、原子炉格納容器内へブレイクすることで、原子炉格納容器バウナリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条2】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設（格納容器圧力逃がし装置）の兼用
原子炉格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置	SA	74	74条26	B	運転員の被ばくを低減するための設備	個数	炉心の冷却機能が喪失し、非正常ガス処理系を起動する際に、燃料取扱床ブローアウトパネルを閉止する必要のある場合には、中央制御室から燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置（個数4）を操作し、容易かつ確実に閉止装置を閉止できる設計とする。また、燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置は閉止状態において、人力により操作できる設計とする。【74条26】	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	
原子炉格納施設	—	燃料取扱床ブローアウトパネル	DB	38 44	38条22 44条26	E	二次格納施設のパウダリ機能	—	中央制御室差遣、中央制御室待避室差遣（差遣）、中央制御室待避室差遣（可搬型）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待避室）差遣、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待避室）室内差遣、二次差遣及び補助差遣は、12、13、中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置）に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。【38条22】【74条】【76条】 原子炉格納施設原子炉区域（二次格納施設）に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。【44条26】	—	
原子炉格納施設	—	主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	SA	74	74条27	B	運転員の被ばくを低減するための設備	設置枚数 開放弁	原子炉格納施設原子炉区域（二次格納施設）は、重大事故等時において、非常対応電源設備からの給電が停止した場合に備え、二次格納施設原子炉区域の一部として原子炉格納施設原子炉区域（二次格納施設）の気密バウナリの一部として原子炉格納施設原子炉区域（二次格納施設）の気密バウナリを維持しながら原子炉格納施設原子炉区域（二次格納施設）の気密性を確保する設計とする。【74条27】	安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条3 64条26 64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替電源設備からの給電による非常用代替電源設備又は可搬型代替電源設備からの給電が可能となる設計とする。【64条3】【64条26】 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替電源設備からの給電による非常用代替電源設備又は可搬型代替電源設備からの給電が可能となる設計とする。また、可搬型代替電源ポンプ（A=2機）は、ディーゼレンジンにより駆動できる設計とする。【64条7】【64条30】	—	
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条7 64条30	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器スプレイ冷却系」	SA	64	64条14 64条35	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）は、常設代替電源設備からの給電による残留熱除去系ポンプによりサブプレッションチェーンのプール水をドライウェル内及びサブプレッションチェーン内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。非常用電源設備からの給電による原子炉格納容器冷却系及び原子炉格納冷却水系統又は代替原子炉格納冷却系から供給できる設計とする。【64条14】【64条35】	—	
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「サブプレッションチェーンプール水冷却系」	SA	64	64条21 64条40	E	電源設備からの給電	—	残留熱除去系（サブプレッションチェーンプール水冷却モード）は、常設代替電源設備からの給電による残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器により、サブプレッションチェーンのプール水を冷却することにより原子炉格納容器を冷却できる設計とする。非常用電源設備からの給電による原子炉格納冷却水系統及び原子炉格納冷却水系統又は代替原子炉格納冷却系から供給できる設計とする。【64条21】【64条40】	—	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「代替循環冷却系」	SA	65	65条4	E	電源設備からの給電	—	代替循環冷却系は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【65条4】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置」	SA	65, 67	65条23 67条12	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による、中央制御室から操作可能な設計とする。【65条23】【67条12】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器下部注水系」	SA	66	66条4 66条9	E	電源設備からの給電	—	格納容器下部注水系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条4】 格納容器下部注水系（可搬型）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替電源設備（4-28条）は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。【66条9】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系（可搬型）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「高圧代替注水系」	SA	66	66条27	E	電源設備からの給電	—	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作可能な設計とする。【66条27】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「ほう水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「ほう水注入系」	SA	66	66条30	E	電源設備からの給電	—	ほう水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条30】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「低圧代替注水系」	SA	66	66条16 66条20	E	電源設備からの給電	—	低圧代替注水系（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条16】 低圧代替注水系（可搬型）は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【66条20】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系」	SA	67	67条34	E	電源設備からの給電	—	また、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作可能な設計とする。【67条34】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「格納容器圧力逃がし装置の可搬型要素供給装置」	SA	67	67条21	E	電源設備からの給電	—	可搬型要素供給装置は、可搬型要素供給装置用電源設備から給電が可能な設計とする。【67条21】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「耐圧強化ベント系の可搬型要素供給装置」	SA	67	67条30	E	電源設備からの給電	—	可搬型要素供給装置は、可搬型要素供給装置用電源設備から給電が可能な設計とする。【67条30】	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、燃料取扱プラントの非常用電源設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条24】	—	—
原子炉格納施設	—	非常用電源設備からの給電「非常用ガス処理系」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	代替電源設備からの給電「燃料取扱プラントパネル閉止装置」	SA	74	74条24	E	電源設備からの給電	—	同上	—	—
原子炉格納施設	—	格納容器圧力逃がし装置（系統設計流量）	SA	65, 67	65条14 67条4	B	系統設計流量	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置（フィルタ容器、スクラバ、金属フィルタ）、よう素フィルタ、ラプチャーディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気をろ過し、放射能を低減させた後に原子炉建屋風上に設ける放出口から排出（系統設計流量31.6kg/s（DPAにおいて））することで、排気中に含まれる放射性物質の総量の放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。【65条14】 原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として、格納容器圧力逃がし装置は、フィルタ装置（フィルタ容器、スクラバ、金属フィルタ）、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気をろ過し、放射能を低減させた後に原子炉建屋風上に設ける放出口から排出（系統設計流量31.6kg/s（DPAにおいて））することで、排気中に含まれる放射性物質の総量の放出量を低減しつつ、ジェネコーム水反応及び炉心の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出できる設計とする。【67条4】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
原子炉格納施設	—	耐圧強化ベント系（系統設計流量）	SA	67	67条25	B	系統設計流量	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	耐圧強化ベント系の系統設計流量は15.8kg/s（1Pdにおいて）であり、サプレッションチェンバ及びドローウェルのいずれにも接続するが、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを排出するために使用する場合は、サプレッションチェンバのフルールによるスクラビング効果は維持できずサプレッションチェンバからの排出経路のみを使用する設計とする。【67条25】	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器（7A）	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線7A、125V同時投入防止用切替装置、直流125V IPRAC MCC（125V、600Aのもの1個）、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から4時間以内、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14】	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器（7A-2）	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器（125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個）、直流125V主母線（125V、1600Aのもの4個）、125V同時投入防止用切替装置（125V、800Aのもの1個）は、指定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準仕様）として使用できる設計とする。【72条62】	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器（7B）	SA	72	72条62	C	容量 個数	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器（125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個）、直流125V主母線（125V、1600Aのもの4個）、125V同時投入防止用切替装置（125V、800Aのもの1個）は、指定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準仕様）として使用できる設計とする。【72条62】	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V充電器（7C, 7D）	SA	72	72条62	C	容量 個数	非常用直流電源設備	同上	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線（7A）	SA	72	72条13 72条14 72条62	C	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V主母線7A、125V同時投入防止用切替装置、直流125V IPRAC MCC（125V、600Aのもの1個）、電路、計測制御装置等で構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備の直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から4時間以内、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V充電器から電力を供給できる設計とする。【72条13】【72条14】	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線（7B）	SA	72	72条62	C	容量 個数	非常用直流電源設備	非常用直流電源設備の直流125V蓄電池、直流125V充電器（125V、700Aのもの3個、125V、400Aのもの2個）、直流125V主母線（125V、1600Aのもの4個）、125V同時投入防止用切替装置（125V、800Aのもの1個）は、指定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準仕様）として使用できる設計とする。【72条62】	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	直流125V主母線（7C, 7D）	SA	72	72条62	C	容量 個数	非常用直流電源設備	同上	設定機に関する説明書（別添）	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	動力変圧器	SA	72	72条21	C	容量 個数	非常用直流電源設備	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等（スタックラッド開閉装置（6900V、1200Aのもの3個）、パワーセンター（480V、4000Aのもの2個、480V、3000Aのもの4個）、モータコントロールセンタ（480V、400Aのもの2個、480V、600Aのもの2個、480V、300Aのもの2個）、動力変圧器（3330kVA、6900/480Vのもの2個、2000kVA、6900/480Vのもの4個））により構成することにより、共通範囲で電圧を行うことにより、少くとも1系統は電力供給機能の維持及び人の安全性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定機に関する説明書（別添）	—

申請対象設備		DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統									
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	保安電源設備に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	DB	45	45e9	D	保安電源設備 の高エネルギーの アーク放電による電 気盤の損失の 拡大防止	—	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を及ぼすおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。))について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする(非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)。【45条9】	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e21	C	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのもの3個)、パワーセンタ(480V,4000Aのもの2個、480V,3000Aのもの4個)、モータコントロールセンタ(480V,400Aのもの3個、480V,600Aのもの7個、480V,800Aのもの8個)、動力変圧器(3330kVA,6900/480Vのもの2個、2000kVA,6900/480Vのもの4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。【72条21】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。代替所内電気設備は、緊急用遮断器(16.7号機共用)(以下同じ)(6900V,600Aのもの2個)、緊急用電源切替箱断絡器(6900V,600Aのもの1個)、緊急用電源切替箱断絡器(6900V,1200Aのもの2個)、AM用動力変圧器(800kVA,6900/480Vのもの3個)、AM用切替盤(480V,50Aのもの1個、480V,800Aのもの3個)、AM用切替盤(480V,50Aのもの2個)、AM用機能盤、メタルクラッド開閉装置及びメタルクラッド開閉装置ED、電路、計測制御装置等、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。【72条22】【72e23】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e13 72e14 72e16 72e17	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内蓄電式直流電源設備及び非常設代替直流電源設備を使用できる設計とする。所内蓄電式設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、125V同時投入防止用切替盤、直流125V HPAC MCC (125V,600Aのもの1個)、電路、計測制御装置等と構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間以内に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。可搬型直流電源設備は、電源車、AM用直流125V充電器、直流125V HPAC MCC、軽動タンク、タンクローリ(8t)、電路、計測制御装置等と構成し、電源車を代替所内電気設備及びAM用直流125V充電器を経由して直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。【72e13】【72e14】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。代替所内電気設備は、緊急用遮断器(16.7号機共用)(以下同じ)(6900V,600Aのもの2個)、緊急用電源切替箱断絡器(6900V,600Aのもの1個)、緊急用電源切替箱断絡器(6900V,1200Aのもの2個)、AM用動力変圧器(800kVA,6900/480Vのもの3個)、AM用切替盤(480V,50Aのもの1個、480V,800Aのもの3個)、AM用切替盤(480V,50Aのもの2個)、AM用機能盤、メタルクラッド開閉装置及びメタルクラッド開閉装置ED、電路、計測制御装置等、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。【72条22】【72e23】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	E	代替所内電気設備 による給電	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e22 72e23	E	代替所内電気設備 による給電	—	同上	—	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e13 72e14 72e16 72e17	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2、AM用直流125V蓄電池、直流125V充電器7A、直流125V充電器7A-2、AM用直流125V充電器、直流125V充電器7A、125V同時投入防止用切替盤、直流125V HPAC MCC (125V,600Aのもの1個)、電路、計測制御装置等と構成し、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池7A、直流125V蓄電池7A-2及びAM用直流125V蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間以内に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する設計とする。【72e13】【72e14】	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	SA	72	72e13 72e14 72e16 72e17	C	代替所内電気設備 による給電	容量 個数	非常用所内蓄電式直流電源設備は、直流125V蓄電池、直流125V充電器(125V,700Aのもの3個、125V,400Aのもの3個)、AM用動力変圧器(125V,1600Aのもの4個)、125V同時投入防止用切替盤(125V,800Aのもの1個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備(設計基準事故)として使用できる設計とする。【72e16】	設定根拠に関する説明書(別添)	

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要 がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	号炉間電力融通ケーブル(常設)(6,7号機共用)	SA	72	72条11 72条12	C	号炉間電力融通ケーブルによる給電	容量 個数	設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対応設備として、号炉間電力融通電気設備を使用する設計とする。号炉間電力融通電気設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)(6,7号機共用)〔6,7号機共用〕(号機に設置)(以下同じ。)(6900V, 258.3Aのもの3本)、号炉間電力融通ケーブル(可設)〔6,7号機共用〕(以下同じ。)(6900V, 258.3Aのもの3本)、許容制装置で構成し、号炉間電力融通ケーブル(常設)をあらかじめ敷設し、6号機及び7号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで、6号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7Dに電力を融通する設計とする。また、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない場合に、予備ケーブルとして号炉間電力融通ケーブル(可設型)を6号機及び7号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで、6号機の電源設備からメタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7Dに電力を融通する設計とする。【72条11】【72条12】	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	号炉間電力融通ケーブル(可設型)(6,7号機共用)	SA	72	72条11 72条12	C	号炉間電力融通ケーブルによる給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	可設型交流電源設備による 配電	SA	61	61条7	C	可設型交流電源設備による 配電	容量 個数	可設型交流電源設備は、主蒸気送しが安全弁の作動に必要な常設配電系統が停止した場合には、AM切替装置(SRV) (125V, 50Aのもの1個)を切り替えることにより、主蒸気送しが安全弁(8個)の作動に必要な電源を供給できる設計とする。【61条7】	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	可設ケーブル(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用可設型電源設備〔6,7号機共用〕(以下同じ。)(1)は、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤〔6,7号機共用、5号機に設置〕(以下同じ。)(440V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤〔6,7号機共用、5号機に設置〕(以下同じ。)(110V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤1〔6,7号機共用、5号機に設置〕(以下同じ。)(110V, 225Aのもの1個)、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤2〔6,7号機共用、5号機に設置〕(以下同じ。)(110V, 225Aのもの1個)、可設ケーブル〔6,7号機共用〕(以下同じ。)(440V, 290Aのもの)を經由して5号機原子炉建屋内部緊急時対応用(対策室)可設型圧入型空調機(ファン)〔6,7号機共用、5号機に設置〕、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用(対策室)可設型外気取入送風機〔6,7号機共用、5号機に設置〕、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用(対策室)可設型高圧空気調換機(ファン)〔6,7号機共用、5号機に設置〕、衛生電話設備(常設)〔6,7号機共用、5号機に設置〕、統合安全防炎ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビジョンシステム、IP-電話機及びTIP-FAX)〔6,7号機共用、5号機に設置〕及び安全パラメータ表示システム(SFDS)等へ給電できる設計とする。【76条31】	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤1(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤2(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤3(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用受電盤(6,7号機共用)	SA	76	76条31	C	電源設備からの 給電	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用6/7号機電源切替装置(6,7号機共用)	SA	76	76条34	C	電源設備からの 給電	容量 個数	5号機原子炉建屋内部緊急時対応用受電盤、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤1、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤、並びに設計とすることにより、起動操作や燃料供給に必要な時間及び要員を最少とすることで安全性を向上させることができるとみなし、6号機及び7号機に使用する設計とする。5号機原子炉建屋内部緊急時対応用受電盤、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤1、5号機原子炉建屋内部緊急時対応用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内部緊急時対応用主母線盤により系統を隔離して使用する設計とする。【76条34】	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	5号機機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池(6,7号機共用)	DB	47	47条11	C	非常用内 電源への無 接続	容量 個数	送受話器(ベージング)用48V蓄電池〔6,7号機共用、6号機に設置〕(以下同じ。)(48V, 2400Ah/組(10時間率)のもの1組(1組当たり24個))及び05号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池〔6,7号機共用、5号機に設置〕(以下同じ。)(48V, 1000Ah/組(10時間率)のもの1組(1組当たり25個))は、内蔵電圧が調整できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。【47条11】	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 1 非常用電源設備	—	送受話器(ベージング)用48V蓄電池(6,7号機共用)	DB	47	47条11	C	非常用内 電源への無 接続	容量 個数	同上	設定仕様に関する 説明書(別添)	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常電源設備	—	500kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社新富原線及び東京電力パワーグリッド株式会社新富原新増設線)(1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	45	45条16	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電路路の独立性、電路路の物理的分離、電源喪失防止	—	設計基準事故対応設備は、送受電可能な回線として500kV送電線(東京電力パワーグリッド株式会社新富原線及び東京電力パワーグリッド株式会社新富原新増設線)2線×4回線〔1,1,4,5,6,7号機共用、1号機に設置〕(以下同じ。)(1)及び送受電用の回線として154kV送電線(東北電力株式会社荒川線)1回線〔1,1,2,3,4,5,6,7号機共用、1号機に設置〕(以下同じ。)(1)の合計3ルート5回線にて、電力系統に接続する設計とする。【45条16】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常電源設備	—	154kV送電線(東北電力株式会社荒川線)(1,2,3,4,5,6,7号機共用)	DB	45	45条16	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止、電路路の独立性、電路路の物理的分離、電源喪失防止	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 2 常電源設備	—	母子	DB	45	45条24	E	十分な支持性能の確保及び耐震性の確保	—	開閉所から主母電機間の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置することにより、耐震性の高い、可とう性のある懸垂母子並びに重心の低い、地盤開閉装置及びガス遮断器を設置する設計とする。【45条24】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	漏えい・拡大防止対策、防滴対策(廊下構造・シールド構造、扉、ボンベ閉塞用)	DB+1	11.52	11.52 52条10 11.52 52条21	E	火災の発生防止、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シールド構造の採用による漏えいの防止及び防滴の対策を講じるとともに、備等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁等の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。【11.52】 水素ガスボンベは、運転に必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。また、使用時を除きボンベ弁を閉とするとして保安規定に定めて、管理する。【11.52】 【52条21】	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	可燃性の蒸気対策(有機溶剤用持ち込み管理)	DB+1	11.52	11.52 52条22	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、火災区域又は火災区域において有機溶剤を使用する場合は、必要量以上は持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理するとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、可燃性の蒸気及び可燃性による機械換気により滞留を防止する設計とする。【11.52】 【52条22】	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気対策(機械換気又は自然換気)	DB+1	11.52	11.52 52条12	E	火災の発生防止、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、空調機による機械換気又は自然換気を行う設計とする。【11.52】 【52条12】	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火災受信機	DB+1	11.52	11.52 52条49	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室等に設置し、火災感知設備は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知機を1つずつ特定できる設計とする。【11.52】 【52条49】	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式熱感知器	DB+1	11.52	11.52 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気設備等の環境条件、干渉される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応設備の機能を損ない、火災を早期に感知できるよう、固有の積算を発生するアナログ式の熱感知器、アナログ式の熱感知器、又は熱伝導率非線形又は熱膨張を感知するため発生した時点でも感知することができ、火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の熱感知器から、異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。【11.52】 【52条52】	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	アナログ式煙感知器	DB+1	11.52	11.52 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非アナログ式炎感知器	DB+1	11.52	11.52 52条52	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	※1:52条要求含む

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考	
施設	系統	機器名										
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		光電分離型煙感知器	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、上記感知器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設備、光ファイバーケーブル式熱感知器、熱感知器、非アナログ式防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。【11条56】【52条53】	—	*1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		煙吸引式検出設備	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		光ファイバーケーブル式熱感知器	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		熱感知カメラ	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		非アナログ式防煙型煙感知器	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		非アナログ式防煙型熱感知器	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備		非アナログ式熱感知器	DB+1	11.52	11条56 52条53	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	過熱防止対策(保温材)	DB+1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の箱体内に収める等、火災が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温体で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。【11条32】【52条27】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	火花対策(金属製の本体への収納)	DB+1	11.52	11条32 52条27	E	火災の発生防止、留意事項	—	同上	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	水素ガス対策	DB+1	11.52	11条18 52条11	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素ガスの漏れを考慮した密閉構造とし、非アゾド等の水素ガス漏れ防止の機能のある弁は、ペローズ弁等を用いて防漏の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、設備の設置による配管上の考慮を行う設計とする。【11条18】【52条11】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	蓄電池室の火災防護対策	DB+1	11.52	11条19 52条13	E	火災の発生防止、留意事項	—	水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区域は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。【11条19】【52条13】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	水素濃度検出器	DB+1	11.52	11条22 52条25	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止における水素ガス漏れ検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し水素ガスの燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発生する設計とする。【11条22】【52条25】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	放射線分解による水素ガスの蓄積防止対策	DB+1	11.52	11条52 52条45	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区域における、水素ガスの蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「防漏管における混合ガス(水素+酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成27年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。【11条52】【52条45】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	過熱・焼損防止対策(保護継電器・遮断器)	DB+1	11.52	11条33 52条18	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。【11条33】【52条18】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	不燃性材料又は難燃性材料による火災の発生防止対策(不燃性材料又は難燃性材料と同様のもの、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料、絶縁油を内包しない変圧器・遮断器、燃焼ケーブル、熱感知設備、燃焼性フィルタ、チャコールフィルタ保管用鋼製容器、保温材等)	DB+1	11.52	11条35 52条28 11条36 52条32 11条38 11条39 52条35 11条37 52条29 11条44 52条31 11条45 52条38 11条46 52条39 11条43 52条37 11条40 52条33 11条41 52条30 11条42 52条36	E	火災の発生防止、留意事項	—	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合、不燃性材料又は難燃性材料と同程度の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計。若しくは、当該機器、系統及び機器の機能を確保するため必要と認められる材料を使用すること。当該機器、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対策施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。【11条35】【52条28】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	自然現象による火災の発生防止対策(雷害計、接地線、保土帯、架空地線)	DB+1	11.52	11条49 52条42	E	火災の発生防止、留意事項	—	雷害によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地線の敷設を行う設計とする。【11条49】【52条42】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火設備の破損、新動作又は新機軸対策	DB+1	11.52	11条105 52条48	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	なお、消火設備の破損、新動作又は新機軸に伴う漏水による安全機能及び重大事故等に対する機能への影響については、送水防護施設の基本設計方針にて確認する。【11条105】【52条48】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火栓(屋外消火栓、屋内消火栓)	DB+1	11.52	11条63 52条85 11条84 52条88	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火栓、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11条63】【52条85】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火器	DB+1	11.52	11条63 52条85	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11条63】【52条85】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	移動式消火設備(化学消防自動車、消火薬剤搬送車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車)	DB+1	11.52	11条63 52条85 11条89 52条74	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。【11条63】【52条85】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	管理区域から放出消火剤の流出防止対策(罐、建屋内排水系、液体廃棄物処理系)	DB+1	11.52	11条83 52条72	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	管理区域内で発生した消火水は、放射線物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により放射線物質等を処理し回収し、処理する設計とする。【11条83】【52条72】	—	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	蓄電池を内蔵する照明	DB+1	11.52	11条90 52条75	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	建屋内の消火栓、消火設備現場設置の設置場所及び設置場所主たる経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防車で要求される消火活動期間中に燃焼への移動等の時も燃焼し、12時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。【11条90】【52条75】	—	—	*1:52条要求含む

申請対象設備				DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考		
施設	系統	機器名												
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室の火災防護対策 (2か所の扉)	DB41	11.52	11条94 52条84	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	ケーブル処理室は、消火活動のための箇所への入口を設ける設計とする。【11条94】【52条84】	—	—	#1:52条要求含む		
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	電気品室の火災防護対策	DB41	11.52	11条34 52条19	E	火災の発生防止、留意事項	—	電気品室は、電源供給のために使用する設計とする。【11条34】【52条19】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ポンプ室の塵排気対策	DB41	11.52	11条91 52条81	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	火災発生時の煙の発生により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動による煙も迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、煙火の検知のために運転員や消防員がポンプ室に入る場合については、消火活動が開始されることから、十分に冷却時間を確保した上で扉の開放、換気空調系及び可燃物排気装置により換気する設計とする。【11条91】【52条81】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	使用済燃料貯蔵設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災防護対策	DB41	11.52	11条92 52条82 52条83	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未燃焼性を確保される設計とする。【11条92】【52条82】 放射性廃棄物貯蔵設備については、消火活動により消火が噴霧され、水分蒸気になった状態となっても未燃焼性が確保される設計とする。【11条92】【52条83】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の火災防護対策	DB41	11.52	11条27 52条16	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、燃焼熱が発生し、火災発生に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャージフィルタ等の放射性物質を含む廃棄物と処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管することを保安規定に定めて、管理する。【11条27】【52条16】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	凍結防止対策 (不凍式消火栓、保温材)	DB41	11.52	11条100 52条93 52条95	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。【11条100】 屋外消火栓は、凍結を防止するため、通常はフロー弁を常時閉鎖して消火設備本体の水が排水され、使用時にフロー弁を閉にして排水する設計とする。【11条100】【52条93】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	風水害対策 (浸水対策、建屋内配置、屋外仕様、機械式)	DB41	11.52	11条102 52条96	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、3L/4min型消火ポンプ用消火設備、電動機駆動消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策用消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、風害等により性能が著しく低下することを防止し、建屋内に設置する設計とする。【11条102】【52条96】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	地震変異対策	DB41	11.52	11条103 52条97 52条98	E	火災感知設備、消火設備、留意事項	—	地震時における地震変異対策として、屋外消火設備は、タンクと配管の継手部へのフレキシブル継手を使用する設計が、建屋等のより高い部分における消火設備の取付点 (配管等の継手部分) を曲げ変形で吸収)を行う設計とする。【11条103】【52条97】 さらに、屋外消火設備が振動した場合でも移動式消火設備を用いて屋内に設置し、消火活動に支障をきたさないよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。【11条104】【52条98】	—	—	—	#1:52条要求含む	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 (強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブ)	DB	11.11	11条6	E	火災の影響軽減、留意事項	—	建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高圧停止及び低圧停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器類に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器類を有する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、耐熱耐火設計に必要なインクリート壁厚である125mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や耐火耐火壁である3時間以上の耐火能力を有することを確認し、耐火壁 (強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブを含む。)により隣接する他の火災区域と分離するように設計する。【11条6】	—	—	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等 (耐火間仕切り、ケーブルトレイ等耐火ラック)	DB	11.11	11条110	E	火災の影響軽減、留意事項	—	上記に該当しない火災防護対策機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等と分離する設計とする。【11条110】	—	—	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	中央制御室の火災防護対策機器等は、実証試験結果に基づき隣接する火災防護対策機器等とは異なる火災防護対策を講ずる設計とする。また、火災により中央制御室隔壁の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の隔壁は機能が維持されることを確認することにより、隔壁の耐火性能及び低圧停止の維持、維持が可能なことを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講ずる設計とする。【11条111】	DB	11	11条111 11条112 11条113 11条114 11条115 11条116 11条117 11条118 11条119	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室の火災防護対策機器等は、実証試験結果に基づき隣接する火災防護対策機器等とは異なる火災防護対策を講ずる設計とする。また、火災により中央制御室隔壁の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の隔壁は機能が維持されることを確認することにより、隔壁の耐火性能及び低圧停止の維持、維持が可能なことを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講ずる設計とする。【11条111】 隔壁等による分離として、中央制御室隔壁については、安全系区分ごとに別々の壁で分離する設計とし、1つの隔壁内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分別に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を及ぼさない金属製ケーブル用、耐火ビニルケーブル、難燃仕様のEPE電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの隔壁等により系統分離する設計とする。【11条112】 中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。また、火災発生時に安全系区分への影響を軽減する設計とする。これに加え、壁内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。【11条113】 火災の発生箇所の特徴が異なる場合も想定し、サーモグラフィカメラの配置によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11条114】 中央制御室の火災防護対策機器等は、運転員の操作性及び視認性を向上させるために適切に設置することから、中央制御室床下フリーアクセスフロアに設置する火災防護対策ケーブルは、互いに相違する系列の時間以上の耐火能力を有する分離、又は水平距離を6m以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下フリーアクセスフロアについては、下記に示す分離対策を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講ずる設計とする。【11条115】 中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列の火災防護ケーブルについては、非安全系ケーブルをめぐって1時間以上の耐火能力を有する分離又は隔壁で分離する設計とする。また、ある区画の火災防護対策ケーブルが敷設されている区画に別区画のケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。【11条116】 中央制御室床下フリーアクセスフロアには、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能も有するものとする。【11条117】 また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機は中央制御室に設置し、常時監視できる設計とする。火災受信機は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。【11条118】 中央制御室床下フリーアクセスフロアは、系統分離の観点から中央制御室の手動操作により早期の起動が可能で中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。この火災設備は、故障警報及び起動時の警報を中央制御室に発生する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。【11条119】	—	—	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策	DB	11	11条120 11条121 11条122 11条123 11条124 11条125 11条126 11条127 11条128 11条129	E	火災の影響軽減、留意事項	—	原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素ガスが封入され、火災の発生は発生しない。窒素ガスが封入されていない期間中は、原子炉格納容器内は常時監視期間であるが、わずかに煙が検出され、煙の発生期間もあることを踏まえ、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講ずる設計とする。【11条120】 また、原子炉格納容器内への持ち込み可燃物は、燃焼期間、可燃物量等を保安規定に定めて、管理する。【11条121】 a. 原子炉格納容器内の火災防護対策機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。【11条122】 (a) 火災防護対策機器等は、難燃ケーブルを使用するとともに、耐火性能を確認した電線管又は金属製の閉鎖ダクトの使用により火災の影響軽減対策を行う設計とする。【11条122】 (b) 原子炉格納容器内の火災防護対策機器等は、系統分離の観点から安全系区分1と安全系区分2機器等の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分の機器間にある分注 (ケーブル、電線管) については、金属製の筐体で覆われることで燃焼防止対策を行う設計とする。【11条124】 (c) 原子炉格納容器内の火災防護対策ケーブルは、可能な限り距離的分散を図る設計とする。【11条125】 (d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対策機器である起動機等の機軸ケーブルを一部露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動機ケーブルはケーブルボックスに位置的分散を図る設計とする。【11条126】 b. 火災感知設備については、アナログ式の異なる2種類の火災感知器 (煙感知器及び熱感知器) を設置する設計とする。【11条127】 c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火又は消火活動を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。【11条128】 なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス濃度低下までの間で原子炉格納容器内の火災防護対策を実施した場合は、火災による燃焼防止の観点から窒素ガス封入作業の継続による窒息消火を行う。【11条129】	—	—	—	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	非常用ディーゼル発電機燃料タンク及び燃料移送ポンプの火災の影響軽減対策 (防護板、距離確保)	DB	11	11条130 11条131 11条132 11条133	E	火災の影響軽減、留意事項	—	非常用ディーゼル発電機燃料タンク及び燃料移送ポンプについては、以下の対策を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講ずる設計とする。【11条130】 a. 燃料移送ポンプの非常用ディーゼル発電機燃料タンク及び燃料移送ポンプの間には互いに相違する系列間で水平距離を6m以上確保する設計とする。【11条131】 b. 火災感知設備については、固有の信号を発生する異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。【11条132】 c. 消火活動については、消火器又は移動式消火設備を用いた運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。【11条133】	—	—	—	—	
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	換気設備に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条134 11条135	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域に関連する換気設備は、他の火災区域又は火災区域からの境界となる場合に3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。【11条134】 換気設備のフィルタは、チャージフィルタを除き難燃性のものを採用する設計とする。【11条135】	—	—	—	—	

申請対象設備		機器名	DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統										
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 (ケーブルトレイ間の隔離距離)	DB	11	11条140	E	火災の影響軽減、留意事項	—	ケーブル処理室の最も分離距離を確保しなければならない箇所の動力ケーブル間には、互いに相連する系列を水平方向0.9m、垂直方向1.5mの最小隔離距離を確保する設計とする。その他のケーブル束の間については1.5m以上0.9m以上の火災の影響軽減のために必要な分離距離を確保する設計とする。【11条140】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条136 11条137 11条138	E	火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排除するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区域については、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備又は中央制御室床下リアークラスファイア消火設備による早期の消火より火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排除は不要である。【11条137】 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電設備排煙タンクは、屋外に設置されるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】 中央制御室制御室内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく隔離距離等による分散対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御室の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御室は機能維持を確保することを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。【11条111】 中央制御室内部に、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動により、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これにより屋内高感度煙検出設備を設置する設計とする。【11条115】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条111 11条113	E	火災の影響軽減、留意事項	—	中央制御室床下リアークラスファイアに接続する互いに相連する系列の火災防護ケーブルについては、非空燃ケーブル束を1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で分離する設計とする。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所には耐火ケーブルを敷設する場合は、1時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電管又はトレイに敷設する設計とする。【11条116】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙に対する火災の影響軽減対策	DB	11	11条114	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災の発生箇所が特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの設置によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。【11条114】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙等流入防止装置	DB	11	11条9	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区域からの煙の流入を防止する設計とする。【11条9】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	煙感知設備、消火設備、火災の影響軽減、留意事項	DB	11	11条136 11条138	E	火災の影響軽減、留意事項	—	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排除するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。【11条136】 なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電設備排煙タンクは、屋外に設置されるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。【11条138】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	油タンクに対する火災の影響軽減対策(排気ファン又はベント管)	DB	11	11条139	E	火災の影響軽減、留意事項	—	火災区域又は火災区域に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。【11条139】	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	貯蔵対策(潤滑油又は燃料油の必要貯蔵)	DB+1	11.52	11条17 52条20	E	火災の影響軽減、留意事項	—	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。【11条17】【52条20】	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備	—	消火用水の優先供給対策(隔離弁)	DB+1	11.52	11条75 52条64	E	火災の影響軽減、留意事項	—	消火用水供給系は、飲料水系や水道水系等と共用する場合においては、隔離弁を設置し、通常時を閉とすることで消火用水供給系の供給を優先する設計とする。【11条75】【52条64】	—	*1:52条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	7号機地下水排水設備	DB	12	12条38	C	容量 揚程 原動機出力 検査 検出範囲	—	また、地下水に対しては、7号機地下水排水設備の停止により建屋周囲の水位が周辺の地下水水位まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、扉等を防止する浸水防護設備を有する建屋内への流入を防止するとともに、地震による建屋外周部からの地下水の流入の可能性を安全側に考慮しても、防護すべき設備が浸水防護設備(サブドレンポンプ及び排水配管)により地下水の水位上昇を抑制し、浸水防護設備を内包する建屋内へ伝播しない状態を維持する浸水防護設備については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。【12条38】	浸水防護に関する説明書(別添)	施設共通 兼用
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	保護カバー(蒸気防護カバー)	DB	12	12条29 12条32	D	—	—	防護すべき設備は、浸水に対する保護構造を有しており、浸水影響を受けると要求される機能をなおおそれない設備について、詳細な浸水条件を考慮して要求される機能を有さない場合は、機能を有するおそれない設備を保護カバーによる要求される機能を有するおそれない設備又は浸水の影響を受けないよう、水消火を行わない消火手段(固定式消火設備等)を採用する等により、浸水の影響が及ぶおそれない設計とする。【12条29】 また、浸水の影響が及ぶおそれない設備の機能を損ないおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、防護すべき設備に対し、浸水時の蒸気発生を抑制し、通常時を閉とする浸水防護設備により確認した保護カバーにより蒸気影響を緩和する設計とする。【12条32】	浸水防護に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	循環水系隔離システム	DB	12	12条36	B	自動隔離時間	—	具体的には、浸水水位及び水圧に対して止水性を維持する層、床ドレンタンク浸水防止器具の設置及び貫通部止水装置を実施し、浸水の伝播を防止する設計とする。循環水系の破損による浸水影響軽減については、循環水系の破損箇所からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏えい検知器、度水器水室出入口及び検知制御盤)により、隔離信号検出後度水器水室出入口が自動閉止する設計とする。【12条36】	浸水防護に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	タービン補機冷却海水系隔離システム	DB	12	12条37	B	自動隔離時間	—	タービン補機冷却海水配管の破損による浸水量の低減については、タービン補機冷却海水配管の破損箇所からの浸水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検知器、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁及び検知制御盤)により、隔離信号検出後タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を自動閉止する設計とする。【12条37】	浸水防護に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	燃料取扱床ブローアウトパネル	DB	12	12条33	(E)	設置枚数 開放圧	—	また、主蒸気破断事故時等には、原子炉建屋内外の差圧による燃料取扱床ブローアウトパネル(設置枚数R、開放圧3.44kPa以下)及び主蒸気トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数BOP-R1、70枚、BOP-R2、R3:9枚、開放圧T.88kPa以下)の開放により、浸水防護区域内において蒸気影響を軽減する設計とする。【12条33】	安全設備及び重大事故等対応設備に関する説明書	原子炉格納 施設の使用
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	主蒸気トンネル室ブローアウトパネル	DB	12	12条33	B	設置枚数 開放圧	同上	同上	安全設備及び重大事故等対応設備に関する説明書	原子炉格納 施設の使用
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	取水槽水位計	DB+1	6.51	6条42 51条39	B	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、7号機の非常用電源設備から給電し、T.N.S.L.-5.0m~+9.0mを測定範囲として、原子炉補機冷却海水が設置された補機冷却海水取水槽の水位及び浮力検出の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。【6条42】【51条39】	浸水防護に関する説明書	*1:51条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 5 浸水防護設備	—	津波監視カメラ(6,7号機共用)	DB+1	6.51	6条41 51条38	E	津波監視機能	—	津波監視設備のうち津波監視カメラは、7号機の非常用電源設備から給電し、監視機能を有したカメラにより、設置した中央制御室の監視可能な設計とする。【6条41】【51条38】	浸水防護に関する説明書	*1:51条要求含む
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(6,7号機共用)	DB/SA	46.76	46条1 76条1	E	緊急時対策の設置、居住性の確保(対策本部、居住性の確保(待機場所))	—	緊急時対策の設置については、5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部・高気密室)(6,7号機共用)は、5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部・高気密室)(以下同じ。)、及び5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(以下同じ。)、及び5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(以下同じ。)、5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(以下同じ。)、5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(以下同じ。)、5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(以下同じ。)	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部・高気密室)(6,7号機共用)	DB/SA	46.76	46条1 76条1	E	緊急時対策の設置、居住性の確保(対策本部)	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(待機場所)(6,7号機共用)	DB/SA	46.76	46条1 76条1	E	緊急時対策の設置、居住性の確保(待機場所)	—	同上	—	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	SA	76	76条16	B	居住性の確保(対策本部)	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部)二酸化炭素吸収装置(個数2(手備1))は、5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部・高気密室)の二酸化炭素を除去することにより、委員の意思を確保する設計とする。【76条16】	緊急時対策の居住性に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部)二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	DB/SA	46.76	46条7 76条22	B	緊急時対策の設置、居住性の確保(対策本部)、居住性の確保(待機場所)	個数	5号機原子炉建屋内緊急時対策(対策本部)二酸化炭素濃度計が活動しない範囲にあることを把握できるよう観測濃度計(個数2(手備1))及び二酸化炭素濃度計(個数2(手備1))を確保する設計とする。【46条7】【76条22】	緊急時対策の居住性に関する説明書	—
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策用遮圧計(6,7号機共用)	SA	76	76条15	B	居住性の確保(対策本部)、居住性の確保(待機場所)	個数 計測範囲	5号機原子炉建屋内緊急時対策用遮圧計(個数2(手備1))、計測範囲(約2000㎡)は、5号機原子炉建屋内緊急時対策の居住性確保に室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。【76条15】	緊急時対策の居住性に関する説明書	—

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 ブロー	性能・機能	明確にする必要が ある仕様 (基本設計方針に 記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	送受話器（ベージング）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係要員と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安通信用電話設備（固定電話機、FMS端末及F/FAX）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係要員と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系施設設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条27】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（常設）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（可搬型）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（常設）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	無線連絡設備（可搬型）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6 76条27	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係要員と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条6	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の 設置、必要 情報の把握	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））、緊急時対策支援システム伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））及びSPDS表示装置（6,7号機共用、5号機に設置）で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（7号機設備）（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系施設設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条4】【76条26】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	安全パラメータ表示システム（SPDS）（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条4 76条26	E	緊急時対策所の 設置、必要 情報の把握	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（6,7号機共用）	SA	76	76条27	E	通信連絡	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系施設設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【76条27】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	電力保安通信回線（有線式）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係要員と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。【46条6】【47条】	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	通信事業者回線（有線系、衛星系回線）（6,7号機共用）	DB	46	46条6	E	緊急時対策所の 設置	—	同上	—	計測制御系 施設設の兼 用
その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所	—	データ伝送設備（6,7号機共用）	DB/SA	46,76	46条4 46条5 76条26 76条28	E	緊急時対策所の 設置、通信 連絡	—	緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））、緊急時対策支援システム伝送装置（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））及びSPDS表示装置（6,7号機共用、5号機に設置）で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（7号機設備）（6,7号機共用、5号機に設置（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系施設設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条4】【76条26】 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係要員と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できるデータ伝送装置として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送装置については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系施設設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【46条5】【47条】 緊急時対策支援システム（EISS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。【76条28】	—	計測制御系 施設設の兼 用

2. 比較表（技術基準要求機器リスト）

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
施設共通（電巻）	防護壁（防護ネット）	防護ネット	材料 線径 網目寸法	材料 線径 網目寸法	電巻防護ネット（建屋開口部電巻防護ネット）	材料 線径 網目寸法	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（電巻）	電巻防護鋼板	防護鋼板	材料 厚さ	材料 厚さ	電巻防護鋼板（換気空調系ダクト防護壁） 電巻防護鋼板（原子炉補機冷却海水系配管防護壁） 電巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板） 電巻防護鋼板（非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板）	材料 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（電巻）	電巻防護建屋		材料 厚さ				玄海は重大事故等対処設備を電巻防護設計を施した新設建屋内に配備し防護するが、柏崎刈羽7号機は他の重大事故等対処設備に影響を及ぼさない場所へ保管（位置的分散）するため対象建屋なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書				
施設共通（電巻）	電巻防護扉	扉	材料 厚さ	材料 厚さ	電巻防護扉	材料 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（電巻）					電巻防護フード（建屋開口部電巻防護鋼製フード） 電巻防護フード（建屋開口部電巻防護コンクリート製フード）	材料 厚さ	設備構成の差異であり、東海第二は防護鋼板で建屋開口部を防護するのに対し、柏崎刈羽7号機は防護フードにより防護するため記載。
						発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（火山）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	—	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
						発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（外部火災）					非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	—	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、非常用ディーゼル発電設備燃料系を屋外に設置しているため、防護板により防護するため記載。
						発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通（アクセルロード）	ホイールロード	ホイールロード	台数	台数	ホイールロード（6,7号機共用）	台数	差異なし。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通（地震）		原子炉建屋地下排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲	7号機地下排水設備 5号機地下排水設備（6,7号機共用）	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	差異なし。
			設定根拠に関する説明書（別添）	設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラ	個数	個数	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	個数	差異なし。
			使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	個数 ^(注) コンプレッサ容量 ^(注) エアオン冷却能力 ^(注)	個数 容量	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量	差異なし。
			設定根拠に関する説明書（別添）	設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	シルトフェンス	汚濁防止膜	高さ 幅 個数	高さ 幅 個数	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書（別添）	設定根拠に関する説明書（別添）		設定根拠に関する説明書（別添）	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射性物質吸着材		重量 個数		放射性物質吸着材 (6,7号機共用)	重量 設定根拠に関する説明書 (別添)	東二では自主対策設備としている。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	小型船舶 (放射線管理施設、原子炉格納施設と兼用)		個数		小型船舶 (汚濁防止機設置用) (6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二では汚濁防止機 (可搬型) の設置に小型船舶を使用しない。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		静的サイフォンブレーカ		—	サイフォンブレイク孔	—	差異なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設				使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書		使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					可搬型計測器 可搬型計測器 (6,7号機共用) (予備)	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録である計測制御系統施設に記載。
原子炉冷却系統施設	主蒸気安全弁及び遠がし弁		漏えい量				柏崎刈羽7号機は当該設備に対し、同様の管理値はないため対象外。
原子炉冷却系統施設	タービンバイパス弁 (3TCV-500A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M)		容量 個数				申請対象外。
原子炉冷却系統施設		フィルタ装置		pH	フィルタ装置	pH	差異なし。
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設		遠隔人力操作機構		個数	遠隔手動弁操作設備	個数	差異なし。
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設		耐圧強化ベント系		系統設計流量	耐圧強化ベント系 (系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設		格納容器逃がし装置		系統設計流量	格納容器圧力逃がし装置 (系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数	原子炉格納容器 (サブプレッションチェンバ)	容量 個数	差異なし。
原子炉冷却系統施設				原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉冷却系統施設					水酸化ナトリウム水溶液 (6,7号機共用)	容量 pH	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、ようろ除去機能に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
原子炉冷却系統施設						原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉冷却系統施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、隔離弁の操作に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
原子炉冷却系統施設					燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機では、燃料取替床ブローアウトパネルを技術基準規則61条の設備として原子炉冷却系統施設に位置付けており、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度を低下させる機能に必要な仕様であるため記載。(主登録である原子炉格納施設に記載。)
計測制御系統施設		<ul style="list-style-type: none"> フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置圧力 フィルタ装置スクラビング水温度 残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 		計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	フィルタ装置水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置スクラビング水pH フィルタ装置金属フィルタ差圧 原子炉補機冷却水系系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 復水移送ポンプ吐出圧力 原子炉圧力容器温度	計測範囲 個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。(柏崎刈羽7号機として必要なパラメータを抽出している。)
計測制御系統施設	静的触媒式水素再結合装置 作動温度計測装置(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	静的触媒式水素再結合装置 監視装置	検出器の種類 計測範囲 原子炉格納施設の水素濃度 低減性能に関する説明書	検出器種類 計測範囲 個数 原子炉格納施設の水素濃度 低減性能に関する説明書	静的触媒式水素再結合装置 動作監視装置	検出器の種類 計測範囲 個数 原子炉格納施設の水素濃度 低減性能に関する説明書	差異なし。
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器 可搬型計測器(6,7号機共用)(予備)	個数 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置		吐出圧力 容量 個数 設定根拠に関する説明書 (別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプを期待しているため対象設備なし。
計測制御系統施設		格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンプ個数 空調機容量 設定根拠に関する説明書 (別添)		格納容器内ガスサンプリングポンプ	個数 吐出圧力 容量 設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(圧縮機、冷却器、ガスポンプ、空調機)の機能は、柏崎刈羽7号機では格納容器内ガスサンプリングポンプと格納容器内ガス冷却器により果たしている。
計測制御系統施設	格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器		伝熱面積 設定根拠に関する説明書 (別添)		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積 設定根拠に関する説明書 (別添)	東海第二とは設備構成による差異であり、冷却器は東海第二の格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に含まれている。
計測制御系統施設		非常用窒素供給系高圧窒素ガスポンプ	空調機容量 設定根拠に関する説明書 (別添)				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。
計測制御系統施設		非常用途がし安全弁駆動系高圧窒素ポンプ	空調機容量 設定根拠に関する説明書 (別添)				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機ではガスポンプ用の空調機は設置しないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
計測制御系統施設	格納容器水素濃度計測装置接続用1.5m、3mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
計測制御系統施設	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置接続用2mフレキシブルホース		最高使用圧力 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機では格納容器内水素濃度の監視を常設のサンプリング装置により行うため対象設備なし。
計測制御系統施設	酸素濃度計(中央制御室用)		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	二酸化炭素濃度計(中央制御室用)		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「酸素・二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	中央制御室用可搬型照明		個数 中央制御室の機能に関する説明書				柏崎刈羽7号機では「可搬型蓄電池内蔵型照明」として、計測制御系統施設の発電用原子炉の運転を管理するための制御装置(要目表)に記載しているため対象外。
計測制御系統施設	(1)原子炉非常停止信号 ・出力領域中性子束高(高設定、低設定) ・過大温度ΔT高 ・過出力ΔT高 ・原子炉出力高 ・原子炉出力低 ・1次冷却材流量低 ・1次冷却材ポンプ電源電圧低 ・蒸気発生器水位低 ・タービントリップ (2)非常用炉心冷却設備作動信号 ・原子炉圧力低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 (3)主蒸気ライン離隔信号 ・主蒸気ライン圧力低 (4)原子炉格納容器スプレイ作動信号 ・原子炉格納容器圧力異常高		応答時間 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、既設の安全保護系について変更がないため対象外。
計測制御系統施設	制御棒駆動装置冷却ユニット(原子炉冷却系統施設と兼用)		容量 ^(注) 設定根拠に関する説明書(別添)				柏崎刈羽7号機には対象設備なし。
計測制御系統施設					自動減圧系の起動阻止スイッチ	個数 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	申請方針の差異であり、設置許可本文で個数について記載をしているため記載。
放射性廃棄物の廃棄施設		格納容器床ドレンサンプリング導管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図(可搬型気象観測設備)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備)	可搬型気象観測装置(6,7号機共用)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
放射線管理施設	小型船舶（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。比較のため転記。）	小型船舶	個数	個数	小型船舶（海上モニタリング用）（6,7号機共用）	個数	設備構成は差異なし。個数については個別の説明書に記載していないため、玄海同様「設定根拠に関する説明書（別添）」において個数を記載している。（玄海は核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載しているが、柏崎刈羽7号機は放射線管理施設として整理。）
放射線管理施設	可搬式ダストサンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ	個数	個数	可搬型ダスト・よう素サンプラ（6,7号機共用）	個数	差異なし。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率可搬型記録計（3,4号機共用）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（低レンジ）用変換器（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（中間レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設	使用済燃料ピット周辺線量率（高レンジ）用可搬型RMS計測装置（3,4号機共用、4号機に保管）		個数				玄海はSA時に使用済燃料貯蔵槽の上部空間線量率を監視する設備として、左記の可搬型設備を配備することとしているが、柏崎刈羽7号機は常設設備の使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）及びその関連機器によりその機能を果たしているため、可搬型設備を有していない。
放射線管理施設		中央制御室待避室差圧計	個数 計測範囲				柏崎刈羽7号機では「中央制御室用差圧計（6,7号機共用）」として、計測制御系統施設の稼働用原子炉の運転を管理するための制御装置（要目表）に記載している。
放射線管理施設		緊急対策用差圧計（東海、東海第二発電所共用）	個数 計測範囲				柏崎刈羽7号機では、緊急時対策所の「5号機原子炉建屋内緊急時対策用差圧計（6,7号機共用）」として整理している。
放射線管理施設		第二弁操作室差圧計	個数 計測範囲				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では該当の部屋が存在していない。
放射線管理施設		第二弁操作室遮蔽	材料 厚さ				柏崎刈羽7号機では、原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
原子炉格納施設	静的触媒式水素再結合装置 作動温度計測装置		検出器の種類 計測範囲				柏崎刈羽7号機は計測制御系統施設に記載。
原子炉格納施設	イグナイタ作動温度計測装置		検出器の種類 計測範囲				柏崎刈羽7号機は水素濃度制御設備としては静的触媒式水素再結合器のみを期待しているため対象設備なし。
			原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書				
			原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書				

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二	柏崎刈羽		
原子炉格納施設		泡混合器		個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡原液混合装置(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
原子炉格納施設	泡消火薬剤(移動式大容量ポンプ車)	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	容量(泡消火剤) 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤	容量 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。 東二は泡消火薬剤容器を申請対象としており、その個数を「明確にする必要がある仕様」と整理している。
原子炉格納施設	格納容器再循環ユニット(原子炉冷却系統施設と兼用)		漏えい量 設定根拠に関する説明書				柏崎刈羽7号機では、漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内への漏えいに対して有効性評価上期待していないため対象設備なし。
原子炉格納施設		サブプレッション・チェンバ		容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サブプレッションチェンバ)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		コリウムシールド		高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子炉格納施設		格納容器機器ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要な設備であるため対象設備なし。
原子炉格納施設		格納容器床ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器床ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること及び同導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器床ドレンサンプスリットを設置する必要なし。
原子炉格納施設		格納容器機器ドレンサンプスリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			東海第二特有の設備であり、東海第二において設置している格納容器機器ドレンサンプ導入管の下流側の設備であること及び同導入管が柏崎刈羽7号機では有効性評価上不要であることから、柏崎刈羽7号機では格納容器機器ドレンサンプスリットを設置する必要無し。
原子炉格納施設		原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル	— —	差異なし。(明確にする仕様の要求があるのは兼用先である原子炉冷却系統施設。浸水防護施設であり、原子炉格納施設としては明確にするべき仕様の要求はない。)
原子炉格納施設		ブローアウトパネル閉止装置		個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	個数 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		格納容器圧力逃がし装置		系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
原子炉格納施設		フィルタ装置		pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	フィルタ装置	pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設		移送ポンプ		容量 揚程 個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機は「ドレン移送ポンプ」として要目表に記載。
原子炉格納施設		遠隔人力操作機構		個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	シルトフェンス（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に記載。記載内容比較のため転記。）	汚濁防止膜（可搬型）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	汚濁防止膜（6,7号機共用）	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書（別添）	差異なし。
原子炉格納施設					小型船舶（汚濁防止膜設置用）（6,7号機共用）	個数 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					放射性物質吸着材（6,7号機共用）	重量 設定根拠に関する説明書（別添）	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、海洋への放射性物質の拡散抑制に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設		第二弁操作室遮蔽（放射線管理施設に記載。記載内容比較のため転記。）		材料 厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料 厚さ 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	差異なし。（東海第二は、放射線管理施設の「第二弁操作室遮蔽」として記載しているが、柏崎刈羽7号機は原子炉格納施設に記載。）
原子炉格納施設					遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系使用時、空気作動弁の駆動源が喪失した場合に必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					水酸化ナトリウム水溶液（6,7号機共用）	容量 pH 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、よう素除去機能に必要な仕様であるため記載。
原子炉格納施設					主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、運転員の誤ばくを低減するため及び溢水による損傷防止のために必要な機器であるため記載。
原子炉格納施設					耐圧強化ベント系（系統設計流量）	系統設計流量 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出のために必要な機器であるため記載。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	メタルクラッド開閉装置 (C,D系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					メタルクラッド開閉装置 (C,D系)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
					メタルクラッド開閉装置 (E系)	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
		メタルクラッド開閉装置 (E系)	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。			
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書				
非常用電源設備		メタルクラッド開閉装置H P C S	電圧 電流 母線数				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	パワーセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					パワーセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備	コントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	電圧 電流 母線数	モータコントロールセンタ	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	
					モータコントロールセンタ	—	工事計画の申請範囲の差異であり、柏崎刈羽7号機は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。
						非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
非常用電源設備		モータコントロールセンタ H P C S	電圧 電流 母線数				東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 台数	電圧 容量 個数	動力変圧器	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書(別添)」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
			設定根拠に関する説明書 (別添)	設定根拠に関する説明書 (別添)		設定根拠に関する説明書 (別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由		
	玄海	東海第二	玄海	東海第二				柏崎刈羽	
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用断路器 緊急用メタルクラッド開閉装置 緊急用パワーセンタ 緊急用モータコントロールセンタ 緊急用直流125V主母線盤 緊急用直流125Vモータコントロールセンタ 緊急用直流125V計装分電盤 緊急用無停電計装分電盤 可搬型代替低圧電源車接続盤 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 緊急時対策用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用） 緊急時対策用直流125V分電盤（東海、東海第二発電所共用） 直流125V主母線盤 直流125Vモータコントロールセンタ 非常用無停電計装分電盤 直流±24V中性子モニタ用分電盤 直流125V主母線盤HPCS 緊急用直流125V充電器 緊急用電源切替盤 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処用変圧器受電盤 重大事故等対処用変圧器盤 常設電動注入ポンプ電源切替盤 重大事故等対処用分電盤 計装用電源切替盤 重大事故等対処用直流コントロールセンタ 代替電源接続盤1 代替電源接続盤2（3、4号機共用） 発電機受電盤（3、4号機共用） 通信・照明分電盤（100V）（3、4号機共用） PC・コンセント分電盤（100V）（3、4号機共用） 動力分電盤（200V）（3、4号機共用） 	電圧 電流 個数	電圧 電流 個数	緊急用断路器（6、7号機共用） AM用MCC（7B-1A, 7B-1B, 7B-1C） AM用MCC（7B-1D） 緊急用電源切替盤接続装置 緊急用電源切替盤 AM用切替盤 直流125V充電器（7A） 直流125V充電器（7A-2） 直流125V充電器（7B） 直流125V充電器（7C, 7D） 直流125V主母線盤（7A） 直流125V主母線盤（7B） 直流125V主母線盤（7C, 7D） 直流125V HPAC MCC 125V同時投入防止用切替盤 AM用切替装置（SRV） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤1（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤2（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用交流110V分電盤3（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用受電盤（6、7号機共用） 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤（6、7号機共用）	容量 個数	柏崎刈羽7号機として必要な電源整頓を抽出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
					電圧 容量 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	AM用動力変圧器 5号機原子炉建屋内緊急時対策用主母線盤（6、7号機共用）	容量 個数	柏崎刈羽7号機として必要な電源整頓を抽出している。仕様については、給電機能に対して、容量（電流又は電力）及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。
					・動力変圧器HPCS	設定根拠に関する説明書（別添）			東海第二特有の設備であり、柏崎刈羽7号機では、HPCS専用の電源系統は無く、安全区分3系統にて電源構成しているため対象設備なし。
非常用電源設備					5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（6、7号機共用） 送受話器（ベージャング）用48V蓄電池（6、7号機共用）	容量 個数	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、外部電源が期待できない場合に通信連絡設備の動作に必要な電源を給電するために必要な設備であるため記載。		
非常用電源設備					可搬ケーブル（6、7号機共用）	容量 個数	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備からの給電に必要な設備であるため記載。		
非常用電源設備	タンクローリ（3、4号機共用）		容量 台数	設定根拠に関する説明書（別添）			柏崎刈羽7号機は、要目表に記載しないタンクローリはない。		
非常用電源設備	号炉間電力融通回路（3、4号機共用）		電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明書（別添）	号炉間電力融通ケーブル（常設）（6、7号機共用）	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
非常用電源設備	予備ケーブル（号炉間電力融通用）（3、4号機共用）		電圧 電流 本数	設定根拠に関する説明書（別添）	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）（6、7号機共用）	容量 個数	給電機能に対して、容量及び個数を仕様要求と整理し、先行電力と同様に、容量及び個数について「設定根拠に関する説明書（別添）」にて説明しているため、記載の適正化を行った。		
浸水防護施設	耐震型海水ピット水位計（監視含む）	取水ピット水位計	計測範囲	個数 計測範囲	取水槽水位計	計測範囲	柏崎刈羽7号機では、個数は技術基準規則の要求に含まれないものと整理。		
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
浸水防護施設		潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 津波監視設備 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書			津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（検知器前調整及び検知監視盤）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設		循環水系隔離システム（漏えい検知器）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	循環水系隔離システム		
浸水防護施設		循環水系隔離システム（循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁）		自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			
浸水防護施設		可撓継手（循環水管伸縮継手）		継手部とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	温度検知器（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	蒸気遮断弁（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（蒸気遮断弁）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	検知制御盤・検知監視盤（自動検知・遠隔隔離システム）	自動検知・遠隔隔離システム（検知制御盤・監視盤）	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設	防護カバー	防護カバー	配管とのすき間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	配管とのすき間 設定根拠に関する説明書（別添）			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-1		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋原子炉棟止水板 6-2		高さ 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書			設備構成の差異であり、柏崎刈羽7号機では対象設備なし。
浸水防護施設		原子炉建屋外側ブローアウトパネル		設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	燃料取替床ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	差異なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	玄海	東海第二	玄海	東海第二			
浸水防護施設					保護カバー(蒸気防護カバー)	— 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、タービン建屋に設置する計器を防護するために設置。
浸水防護施設					タービン補機冷却海水系隔離システム	自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり溢水量低減のため設置。
浸水防護施設					7号機地下水排水設備	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機では、7号機地下水排水設備を技術基準規則12条の設備として浸水防護施設に位置付けており、地下水の水位上昇を抑制する機能に必要な仕様であるため記載。
浸水防護施設					主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル	設置枚数 開放差圧 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	柏崎刈羽原子力発電所7号機特有の設備であり、MSトンネル室のブローアウトパネルについても設計上の考慮が必要であるため記載。
緊急時対策所	酸素濃度計	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	酸素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書	二酸化炭素濃度計(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機は玄海と同じ。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
緊急時対策所					5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6,7号機共用)	個数 緊急時対策所の居住性に関する説明書	柏崎刈羽7号機特有の設備であり、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の居住性確保に必要な特有の設備であるため記載。
緊急時対策所		緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)(計測制御系統施設に記載。記載内容比較のため転記。)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6,7号機共用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	設備構成は差異なし。個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載。(東海第二は計測制御系統施設として整理しているが、柏崎刈羽7号機は緊急時対策所として記載。)

(注) 明確にする必要がある仕様のうち、基本設計方針に記載していない仕様